

用語の解説

1 事業所

事業所とは、経済活動の場所ごとの単位であって、原則として次の要件を備えているものをいう。

- 1) 経済活動が、単一の経営主体のもとで一定の場所（一区画）を占めて行われていること。
- 2) 物の生産や販売、サービスの提供が、従業者と設備を有して、継続的に行われていること。

派遣・下請従業者のみの事業所

当該事業所に所属する従業者が1人もおらず、他の会社など別経営の事業所から派遣されている人のみで事業活動が行われている事業所をいう。

2 経営組織

・民 営

国及び地方公共団体の事業所を除く事業所をいう。

・個人経営

個人が事業を経営している場合をいう。

会社や法人組織になっていなければ、共同経営の場合も個人経営に含める。

・法 人

法律の規定によって法人格を認められているものが事業を営んでいる場合をいう。

・会 社

株式会社（有限会社を含む）、合名会社、合資会社、合同会社、相互会社及び外国の会社をいう。

ここで、外国の会社とは、外国で設立された法人やその他の外国の団体であって、会社と同種のもの又は会社に類似するものの支店、営業所などのうち、会社法の規定により日本に営業所などの所在地を登記したものをいう。

・独立行政法人等

独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び日本郵政公社をいう。

・その他の法人

法人格を持っているもののうち、会社及び独立行政法人等以外の法人をいう。

例えば、特殊法人、認可法人、財団法人、社団法人、学校法人、社会福祉法人、宗教法人、医療法人、労働組合（法人格を持つもの）、農（漁）業協同組合、事業協同組合、国民健康保険組合、共済組合、信用金庫などが含まれる。

・法人でない団体

団体であるが法人格を持たないものをいう。

例えば、協議会、後援会、同窓会、労働組合（法人格を持たないもの）の事業所などが含まれる。

3 事業所の産業分類

事業所の主な事業の種類（原則として過去1年間の収入額又は販売額の多いもの）により、日本標準産業分類（平成14年3月7日総務省告示第139号）に基づき分類した。なお、一部の小分類項目については分割したのもも小分類としている。

4 従業者

従業者とは、調査日現在、当該事業所に所属して働いているすべての人をいう。

したがって、他の会社や下請先などの別経営の事業所へ派遣している人も含まれる。

一方、当該事業所で働いている人であっても、他の会社や下請先などの別経営の事業所から派遣されているなど、当該事業所から賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されていない人は従業者に含めない。

なお、個人経営の事業所の家族従業者は、賃金・給与を支給されていなくても従業者とした。

・個人業主

個人経営の事業所で、実際にその事業所を経営しているものをいう。

・無給の家族従業者

個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、事業所の仕事を手伝っている人をいう。

家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は、「常用雇用者」又は「臨時雇用者」に含める。

・有給役員

有給役員とは、個人経営以外の場合で、役員報酬を得ている人をいう。

重役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、「常用雇用者」に含める。

・常用雇用者

事業所に常時雇用されている人をいう。

期間を定めずに雇用されている人若しくは1か月を超える期間を定めて雇用されている人又は調査日前2か月間でそれぞれ18日以上雇用されている人をいう。

・正社員・正職員

常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人をいう。

・正社員・正職員以外

常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称と呼ばれている人をいう。

・臨時雇用者

常用雇用者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている人又は日々雇用されている人をいう。

・派遣・下請従業者

従業者のうち、いわゆる労働者派遣法にいう派遣労働者、在籍出向など当該事業所に籍がありながら、他の会社など別経営の事業所で働いている人、又は下請として請負先の事業所で働いている人をいう。

5 事業所の形態

・店舗・飲食店

小売店、飲食店、喫茶店、理髪店、パチンコ店など一般に「店」といわれている事業所をいう。住宅と併用の店舗も含む。

・事務所・営業所

人事、経理、企画などの事務を行っている一般に「事務所」などといわれている事業所、あるいは製造会社の販売部門、保険会社の営業部門、銀行の支店など主として営業活動を行っている一般に「営業所」といわれている事業所をいう。

・工場・作業所・鋳業所

外見や内容が作業などの現場仕事を行っている事業所をいう。一般に「工場」、「作業所」、「鋳業所」といわれている事業所のほかに、造船所、修理場、選果場、荷造場、倉庫（自家用を除く。）鉄道駅、発電所なども含まれる。

・輸送センター・配送センター・これらの車庫

輸送センター・配送センターは、物品の集配など、物流を行っている事業所をいう。車

庫は物流のために用いているものをいい、いわゆる一般の駐車場などは「その他(学校 病院 寺社 旅館 浴場など)」に含める。

・**自家用倉庫・自家用油槽所**

製品、商品、材料などを保管する自家用倉庫や石油、ガソリンなどを貯蔵する自家用油槽所をいう。

・**外見上一般の住居と区別しにくい事業所**

大工、家内工業など住宅を事業所としたもので、事業所を表示するための看板などがなく、簡単に事業所であることを見分けることのできない事業所をいう。また、個人タクシー、行商など自宅を拠点としているものもここに含まれる。

・**その他(学校 病院 寺社 旅館 浴場など)**

上記以外の事業所で、学校、病院、寺社、旅館、浴場、駐車場などがここに含まれる。